

日野市子ども・子育て支援会議 第2回保育・教育部会（要約）

議事録

出席委員 9人中9人出席

欠席委員 なし

日 時 平成26年5月30日（金） 15:00～17:00

場 所 市役所5階 503会議室

次 第

1 開会

2 会長挨拶

3 前回までの振り返りと本日用うこと

4 議事

（1）量の見込みについて

（2）公定価格等について

（3）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）

（4）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

（5）その他

5 閉会

[配布資料]

資料1 教育・保育事業の「量の見込み」 年度別報告シートの見方

資料1-① 教育・保育事業「の量の見込み」 年度別報告シート

資料2 公定価格の骨格案について

資料3 特定教育・保育施設の確認に係る基準（案）

資料4 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

1 開会

・今回の保育・教育部会は、支援会議より付託された保育教育分野について、調査・審議する2回目の会。

- ・本会議については議事録作成のため録音させていただく。

2 会長挨拶

- ・部会の2回目であり、2カ月後の7月に全体会議を開催。

3 本日举行うこと

- ・教育・保育事業の「量の見込み」について、皆様にご説明し、議論いただく。
- ・議事(2)の公定価格、(3)の特定教育・保育施設の確認に係る運営の基準案、(4)の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準をご説明し、議論いただく。

4 議事

(1) 量の見込みについて

- ・1号認定、2号認定、3号認定については、1号認定は年齢が3歳から5歳の教育のみを必要とする児童、簡単に言うと幼稚園。2号認定は年齢が同じ3歳～5歳で保育が必要な児童。3号認定は年齢が0歳～2歳の保育が必要な児童。
- ・平成27年度の1号認定の「量の見込み」は、2,002人。2,002人については、国の定めた家庭類型、フルタイムとパートタイムの世帯、お父さんがフルタイムでお母さんがパートタイムという形の類型数が194あり、それに対して利用意向率1.00を乗じて算出。利用意向率は100%であり、この世帯については幼稚園を希望する194世帯の100%で194である。さらに、専業主婦のお父さんの世帯が1,975あり、利用意向率が91%であるため、 $1,975 \times 0.91$ で1,797ある。これらを全部足すと2,002という数字が出る。
- ・平成27年度の2号認定で幼稚園の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの「量の見込み」は179人。簡単に言うと、例えば幼保連係型の子ども園に入り、幼稚園の学校教育を受けたいが、保育も必要。すなわち認定子ども園の保育の部分に近いもの。
- ・平成27年度の2号認定の上記以外、すなわち通常の保育園を希望される方の「量の見込み」は2,250人。
- ・平成27年度の3号認定の0歳児の「量の見込み」は330人。当初国の手引きに従い算出した結果748人であり、1～2歳児1,400人に対し半分以上を占め、高い数字が出ていた。平成25年度の実績が0歳児314人、1～2歳児は1,310人であり、実績とは大きく乖離が出ていた。そこで、国から示された留意事項に基づき、「0歳児の量の見込みから育休明けの利用意向の児童数」を差し引いた。0歳児であるため、通常育

休をとる。育児休業が十分とれていて、0歳児の保育をしなくてもいい、という場合もある。この場合、保育の需要量の中に入れなくてもいいということ。これにより算出した結果、0歳児は292人になった。平成25年度の実績は314人いるため、292人に減少する可能性は低いと考え、ここについては国の補正の部分だけではなく、日野市独自に補正を行うことにした。

- ・そこで、日野市の実績を踏まえ、平成22～平成25年度の出現率の伸び率0.65%により算出した数字（2人）を過去4年間の一番高い平成24年度の328人に足した数字を平成27年度の0歳児の数字とした。
- ・平成27年度の3号認定の1～2歳児の「量の見込み」は1,400人。
- ・平成28年度から平成31年度の0歳児及び1～2歳児については、人口推計は減少するが、出現率は減少しないで微増していくと考えられる。
- ・そこで、0歳児については、過去4年間（H22～25）の出現率の伸び率は0.65%であるが、人口推計が45人減少（H27～31）しているため、0.4%の伸び率を見込んだ。
- ・1歳児については、過去4年間（H22～25）の出現率の伸び率は1.75%であるが、人口推計が140人減少（H27～31）しているため、1%の伸び率を見込んだ。
- ・最終的な平成31年度の1号認定の「量の見込み」は1,888人。2号認定で幼稚園の学校教育の利用規模が強いと想定されるものの「量の見込み」は169人。2号認定で通常の保育園を希望される方の「量の見込み」は2,122人。3号認定の0歳児の「量の見込み」は342人。3号認定の1～2歳児の「量の見込み」は1,459人。これが需要の予測ということになる。
- ・平成31年度の1号・2号・3号認定を足した需要と平成25年度の実績を比較すると、407人足りないということ。
- ・これはあくまでも去年行ったアンケートをもとに、人口の推計や過去5年間の申し込み率の変化により推計で算出したもの。平成31年度に必ずその数字になっていくかは分からない。従って、計画の途中でこの数字と現実が乖離してしまった時にはPDCA、PはPlan、計画、DはDo、これは実行と呼ぶ。27年度に教育・保育需要があるから保育園をつくる、というのが計画と実行の部分。その後PDCAのCの部分、Checkを行っていく。そのチェックをもとに最後、PDCAのA、Action。計画と実際がずれた部分について計画を変更していく、そのためのアクションを起こすというPDCAサイクルで1つ

ずつ見ていくということが必要。

【委員の主な質問・ご意見等】

・0歳児の数字の起点日はいつですか。

→4月1日。

・年の途中で生まれる。保育園は満タンだから、待機児童になるということ。実数はこれより少ないのか。

→実際の数としては、4月、5月に生まれた方を、毎年吸収していくことは、実際のところかなり難しい。今の目標としては4月1日に何とか待機児ゼロに持っていきたい。年度途中については、確かに4月1日はゼロでもどんどん増える。とりあえず4月1日を基準としたい。

・今の話のように、やはりどこを必要と捉えるかというのは、これは非常に難しいので、増える見込みで、という感じ方もあるのだと思う。それが次の年度の4月になら、ある程度なら生かされていくのだろうと思う。どこかで切らなければならないため、予算措置も含めて当年度の開始前にならないということ。

・3号認定の0歳児の数が、平成24年度から平成25年度にかけて328人から314人に減っている理由は。

→たまたま25年が、少し少なかったのですけどね。子供の数が少なかったため。

・平成25年度の1号認定から平成31年度の1号認定の数が、減っているが、幼稚園的にはどう思う。

→保育園がたくさんできている。そうすると「働いてみようかな」と思っていたお母さんたちが増えてきたのかもしれない。でも本当は、子どもを育てるということも大きな仕事。この間、0歳はかわいいから本当は育てたいとおっしゃった、私あの気持ちがよくわかって、ああそうなのだろうなあと。だから本当だと思う。

→一方でどうしても女性の社会進出というのは必要で、こうした経済状況にあると、家庭の所得状況によっては必ずしも困ってないのだけれども、少なくともそういう経済的な運用を、働かなきゃいけないみたいな、ここ数年多分そういうものがあると思う。

→ただその中で幼稚園に行きたいという人がいたり、待機児童も含め、そこは多分幼稚園と一緒に、そののところ一生懸命やってみようという、そういう時代だと思う。ただ、今うちは幼稚園型の認定子ども園があるが、あそこでは仕事をしているママもい

るし、そして仕事をしてない専業主婦のお母さんもいて、何かあったときにはいつでもそちらへ行けるという。私はすごくいいシステムだなんていうことを、やっぴいながら思っぴい実感している。従って、本当はよく幼保連携と言うが、幼稚園型のモデルのような、増えっぴいければいいのになと思っぴい。

→公立幼稚園の定員、公立幼稚園が全部なくなると、クリアする。

(2) 公定価格等について

- ・公定価格とは、簡単に言っぴいと保育園や幼稚園を運営する運営費のこと。
- ・幼稚園、保育園、認定子ども園の認可基準等を基に、現行の私学助成・保育所運営費等により実施している施設等の運営実態を踏まえた上で、「質の改善」を反映し、骨格を設定。
- ・基本額とは1人当たりの単価。基本額は、共通要素①として地域区分別、利用定員別、認定区分別、年齢別、保育必要量別に区分される。共通要素②として人件費、事業費、管理費があり、それに各種加算、職員の配置等がある。職員の配置等は、例えば幼稚園の場合、主管教諭の配置等職員の配置状況によって加算をすっぴいしていく。
- ・質の改善については、職員配置の改善の場合、3歳児の配置基準を20対1から15対1に変えるという加算がされている。また、幼稚園において、保育料の徴収等を実施する事務職員の配置等、保育園において、保育士を確保するための給料もすっぴいしっかり確保する等、質の改善が示されている。

(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）

- ・特定教育、保育施設については、簡単に言っぴいと保育園、幼稚園である。保育園、幼稚園の確認に関わる運営の基準について、確認という言葉が新しい制度で出てきている。これは、市のほうで、施設型給付というお金を払うということを確認するということ。基本的に、保育の供給量が足りなければ、民間保育園ができた場合、認可し、確認してお金を払う形にしなければならない。
- ・それに対する基準案を、市で条例をつくる必要がある。これについては国の基準が示されるので、基本的には国の基準に沿った形で基準というものができる。それをこの9月の議会に上程すっぴいしていくということになる。
- ・その基準案について、いくつか説明する。基本的に、今、保育園については応諾義務が

ある。市に保護者から申し込みがあり、こちらの保育園に入ってくださいと市で決めている。保育園は、基本的にそれを拒むことはできず、応諾義務ということになっている。それが、正当な理由がなければこれも拒んではならないということで、正当な理由とは定員のあきがない場合。定員を上回る利用の申し込みがあった場合であり、定員 100 人の保育園に 200 人入れるということは、市としてもできないということになる。

- ・定員を上回る利用の申し込みがあった場合の選考になる。幼稚園または認定こども園は、利用の申し込みにかかわらず 1 号認定の子どもの数および現に利用している 1 号認定の子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序、当該施設の設置者の教育、保育に関する理念、基本方針等に基づく選考、その他公正な方法により選考しなければならない。幼稚園が今回新しい制度に組み込まれることになった場合の入園選考がどうなるかを言っている。
- ・保育所または認定こども園の 2 号認定、3 号認定については、抽選ではなく保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるように選考する。保育園については、今と同じ保育の必要性を勘案して決める。市で点数化して、高い方から順に入り、定数を上まったら場合には、新しい制度になっても今までの同じような形の選考ができる。

【委員の主な質問・ご意見等】

- ・市の基準案は、国の指針と同じものにするとということ。

(4) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

- ・家庭的保育事業等については、家庭的保育、これは、今の保育ママのこと、小規模保育事業 A 型、B 型、C 型、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、この 4 つを総称している。
- ・家庭的保育事業は、今の保育ママさんの制度で預かるお子さんの人数が 1 人～5 人まで。1 人の保育ママさんが預かるのは 3 人までで、補助者をつけた場合に 5 人まで。従って、家庭的保育事業は、1 人～5 人の保育事業ということになる。
- ・小規模保育事業は、6 名から 19 名の小規模な保育事業を総称したもの。
- ・小規模保育事業 A 型、B 型、C 型については、A 型はより認可保育園に近い形。保育室の面積、保育士の割合、あるいは保育士資格を持った人の割合等が認可保育園に近い。

C型は、家庭的保育事業により近い形。その間のB型は、中間的な規模の小規模保育事業であり、基準等が中間的なもの。

- ・事業所内保育事業は、会社の中や病院の中で、会社の方だけではなくて地域の方もある程度受け入れを行い、行った場合、しっかり制度に載せて補助を出していこうというもの。
- ・居宅訪問型保育事業は、簡単に言うとベビーシッターのこと。お宅を訪問して保育士が保育を行う。
- ・小規模保育事業については、幾つか条件がある。乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育または保育は継続的に提供されるよう、連携保育園を確保しなければならない。
- ・利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会を設定、保育に適切な提供に必要な家庭的保育事業等に対する相談、助言。その他の保育の内容に関する支援、例えば運動会に招待したり一緒に遠足へ行ったり等、異年齢との保育ができるよう支援する。必要に応じて代替保育、家庭的保育事業等の職員の病気や休暇等により、保育を提供することができない場合には、連携保育施設の職員が代わって保育を提供する。
- ・小規模保育事業等は、原則0歳～2歳までをすることになっている。3歳以降の保育については、保護者の希望に基づいて当該連携施設、連携保育園において受け入れをすること。3歳になってもちゃんと行く場所を確保する。
- ・食事については、家庭保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。小さい保育園だが、事業所内で調理するという形になる。
- ・これらの事業を通じて待機児童の解消に努めていきたい。

【委員の主な質問・ご意見等】

- ・市として、小規模保育を認めるときは、必ず市が連携保育所というものを用意してくれるのか。
- 連携保育所を用意しないと認可がおりない。今のところのイメージとしては、公立が連携保育園というイメージ。
- ・実際、公立は年々減っていくというのが私たちのイメージなので、この先にふやしていかなくちゃいけないところで、減っていつているところに負担が……。保育とかそういったとこまでやっていて自分のところは大丈夫なのという感じになる。

- ・行政が責任を持ってやるということ。

5 閉会